

資料 5

男女共同参画基本計画（平成 12 年 12 月 12 日）（抄）

具体的施策

・女子差別撤廃条約等の積極的遵守

女子差別撤廃条約の積極的遵守と同条約の趣旨に沿った施策の充実に努める。また、誰もが理解しやすい形で同条約の周知を図ることにより国内への一層の浸透を図る。また、児童の権利に関する条約や I L O 第 156 号条約等、我が国が締結している男女共同参画の推進に係わる条約についても、その目的が十分達成されるよう、取組の充実、内容の普及・浸透を図る。

・未締結の条約に関する検討

女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、男女共同参画の観点から積極的な対応を図る。また、国際機関等において検討が進められている女性に関わりの深い国際文書の作成等についてもその動向に十分配慮する。

・「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の推進

「人権教育のための国連 10 年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため策定した「国内行動計画」に基づき、女性の人権保護を含む人権教育の推進に取り組む。